

様式第5(第9条関係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真	官 氏	職 名	
<p>上記の者は、酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第16条第2項の規定により立入検査を行う警察官であることを証明する。</p>			
年 月 日			
愛知県公安委員会 印			

(裏)

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例
(抜粋)

(報告及び立入検査)

第16条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、酒類提供等営業を営む者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察官は、この条例の施行に必要な限度において、酒類提供等営業の営業所(個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。)を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。)に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察官が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。